七　マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（持株自己資本比率告示第二条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）
イ　リスク管理の方針及び手続の概要
ロ　マーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称（複数の方式を使用する場合には、業務の別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に開示することを要する。）
ハ　想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性等を踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法
ニ　内部モデル方式を使用する場合における使用するモデルの概要並びにバック・テスティング及びストレス・テストの説明
ホ　追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要
ヘ　包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要
ト　マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法
八　オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項
イ　リスク管理の方針及び手続の概要
ロ　オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称（部分的に先進的計測手法を使用する場合は、各手法の適用範囲を含む。）
ハ　先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項
(1)　当該手法の概要
(2)　保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削減を行った場合は、保険の利用方針と概要を含む。）
九　銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
十　銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項
イ　リスク管理の方針及び手続の概要
ロ　持株会社グループが内部管理上使用した銀行勘定における金利リスク算定手法の概要
十一　持株自己資本比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第二号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

4　第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。
一　その他金融機関等（持株自己資本比率告示第八条第八項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行持株会社の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額
二　自己資本の充実度に関する次に掲げる事項
イ　信用リスクに対する所要自己資本の額（ロ及びハの額を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額
(1)　標準的手法が適用されるポートフォリオ及び複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳
(2)　内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳（(v)及び(vi)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による持株会社グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）
(i)　事業法人向けエクスポージャー
(ii)　ソブリン向けエクスポージャー
(iii)　金融機関等向けエクスポージャー
(iv)　居住用不動産向けエクスポージャー
(v)　適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー
(vi)　その他リテール向けエクスポージャー
(3)　証券化エクスポージャー
ロ　内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額
(1)　マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳
(i)　簡易手法が適用される株式等エクスポージャー
(ii)　内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー
(2)　PD／LGD方式が適用される株式等エクスポージャー
ハ　信用リスク・アセットのみなし計算（持株自己資本比率告示第百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。以下この条及び第十五条において同じ。）が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額
ニ　マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち持株会社グループが使用する次に掲げる方式ごとの額
(1)　標準的方式（金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引のカテゴリーごとに開示することを要する。）
(2)　内部モデル方式
ホ　オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち持株会社グループが使用する次に掲げる手法ごとの額
(1)　基礎的手法
(2)　粗利益配分手法
(3)　先進的計測手法
ヘ　連結総所要自己資本額（持株自己資本比率告示第二条各号の算式の分母の額に八パーセントを乗じた額をいう。第九条第一項第七号において同じ。）
三　信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項
イ　信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する。）及びエクスポージャーの主な種類別の内訳
ロ　信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳
(1)　地域別
(2)　業種別又は取引相手の別
(3)　残存期間別
ハ　三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳
(1)　地域別
(2)　業種別又は取引相手の別
ニ　一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額（一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。）
(1)　地域別
(2)　業種別又は取引相手の別
ホ　業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額